

国民健康保険
の保険税

平成21年度から、 「年金からのお支払い」 と「口座振替」 の選択制となります。

長寿医療制度
の保険料

国民健康保険の保険税のお支払い

対象

世帯内の国保被保険者が全員65～74歳でいままで国保税が世帯主の年金から天引きされていたかた

国民健康保険の保険税につきまして、口座振替でのお支払いをご希望される方は役場税務課または各振興センター窓口でお手続きください。(振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、保険証をご持参下さい。)

平成21年1月30日までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくことになります。(お支払いいただく保険税の総額は変わりません。)

※これまでは、2年間、保険税の納め忘れがなかった方が口座振替で支払う場合に限って口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくことになりますので、ご了承ください。

お問い合わせ先 鏡野町役場 税務課 ☎0868-54-2985まで

長寿医療制度の保険料のお支払い

長寿医療制度の保険料につきまして、口座振替でのお支払いをご希望される方は、鏡野町役場健康増進課窓口又は、各振興センター窓口へお手続きください。

平成21年1月30日までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いしていただくことになります。(お支払いしていただく保険料の総額は変わりません。)

※これまでは、①2年間、国民健康保険の保険税の納め忘れがなかった方で本人が口座振替で支払う場合や、②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金からのお支払いにより中止となりますので、ご了承ください。

「ご注意いただきたいこと」

1. お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要ですので、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③長寿医療制度の保険証をご持参くださるようお願いいたします。
2. 世帯主又は配偶者の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

お問い合わせ先 鏡野町役場 健康増進課 ☎0868-54-2025まで

「凧あげ」は電線に注意して楽しみましょう

お正月も近付いてまいりました。「凧あげ」は近くに電線などのない広いところで楽しみましょう。楽しい「凧あげ」も電線の近くですると、凧が電線にかかることがあります。電線にかかった凧を自分で取ろうとして、感電事故を起こすこともあります。電線には、絶対に触れないようお願いします。

もし凧が電線にかかったら、絶対に自分で取ろうとしないで、必ずお近くの中国電力までお知らせください。

お問い合わせは右記フリーダイヤルへお願いします。☎0120-410-254

